

令和4年6月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和4年6月3日（金） 午前9時30分～正午

開催場所：岡崎市役所福祉会館2階 201号室

出席委員：10名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・荒井信貴委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・堀江登志実委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員

欠席委員：1名

内田尚之委員

説明のために出席した事務局職員：11名

社会教育課：福澤純子課長・鈴木幸宏副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・山口遙介主査・武田穂波主査・平山優主事・澤井奎志事務員

「どうする家康」活用推進課（担当課）：吉村隆希活用推進係長

公園緑地課（担当課）：奥田信副課長・長岡拓也主査

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

- (1) 市指定天然記念物ゲンジボタルの現状変更について
- (2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更について

- ア 園路整備（仮設）
- イ 平面駐車場東便所改修
- ウ 多目的広場整備
- エ 岡崎公園整備工事

2 報告事項

R3年度事業実績・R4年度事業計画報告

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

- (1) 市指定天然記念物ゲンジボタルの現状変更について

【社会教育課説明】

市指定天然記念物ゲンジボタルの生息範囲での浚渫工事。水の流れを阻害している堆積土砂を撤去することで河川の氾濫を防止し、近隣住民の生活の安全を確保するため行う。実施の方法は、重機で河川内の土砂を撤去する。掘削の高さが水位より低い場合は、掘削する際に水際の堆積土砂の一部を築堤として残し、濁水の流出を防止する。施工にあたり、ゲンジボタルの活動期に留意するとともに濁水の流出に対し十分な対策を講じるため、影響は少ないと思われる。また、実施内容は環境影響評価の対象外である。令和3年度11月の審議会においても同内容の工事が許可されたことから、協議事項を経ず、諮問事項としてあげている。

【質疑応答】

委員：昨年も同様の工事を許可しており、川が氾濫すると人の命に関わる点や浚渫工事は終わり次第元に戻すことから、その部分のゲンジボタルには影響はできるものの、問題ないと思う。将来的には上流から復活してくること、下流への汚れた流れを極力少なくすることは前回も話しており、県の環境部にも許可をもらっている内容である。そのため、この形で進めていけるとよい。

委員：前回の工事において、工事前と工事後でどのように変わったか報告はあるか。

事務局：前回の工事や今回の工事が数年を通して行う工事になる。そのため、現時点では報告をもらっておらず、終了次第、書類等もらう予定である。

委員：昨年の工事状況を写真でもらうことで、今回の工事がどのように行われるか把握できると思う。そのため、年度ごとに現状の報告をもらおうとよい。

事務局：西三河建設事務所のほうに確認し、書類等を貰えるようにしたいと思う。

委員：着手が許可の日以降となっているが、夏の発生日の後に行うという認識でよいのか。

事務局：ゲンジボタルの活動が活発な夏の時期を避けて行う。

委員：ゲンジボタルの指定地が旧額田地区の河川となっており広範囲である。絞ることはできないのか。

委員：岡崎市のゲンジボタルを固定した場所で指定すると、指定から外れた場所が危険になる。また、岡崎市のゲンジボタルは減少しているわけではなく、範囲も広いいため、河川全域を指定したほうが将来的には安全であると思う。

委員：今後行うような案件であれば、今回の現状変更の内容をベースにした簡単な保存活用計画を作成することで、審議事項にあげずに報告事項であげるようにしてはどうか。

事務局：保存活用計画を作成することで事務局の許可により進めることができると思う。事務局のほうで相談し、進めていきたいと思う。

諮問結果：可とする。

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更について

【社会教育課説明】

ア 園路整備（仮設）

図面の青色着色部分と緑色着色部分が整備箇所であり、青色は新設、緑色は既設の整備になる。また、花時計西側に緑色で着色している部分は前回着色していないが、花壇の撤去に伴い、当初の設計GLから10cm上げたことにより、擦り付けを行うために花壇があった箇所の西側園路の路盤高を上げるため、緑色で着色した。現状の路盤は活かし、拡幅等行うため、史跡への影響はない。今回は仮設であるが、最終的には園路計画も含め二の丸の整備をする。

イ 平面駐車場東便所改修

菅生曲輪平面乗用車駐車場の東側にある既設の便所の建て替えになる。外観については、岡崎城跡の坂谷橋付近にある一番新しいトイレの意匠を基に設定した。屋根については、ガルバリウム鋼板を使用する。基礎は地中になるが、既設のトイレの設置時の掘削範囲を超え

ないため、史跡への影響はない。

ウ 多目的広場整備

暫定改修後は、全面土系舗装とする。舗装をするため、若干の掘削は伴うが、調査により遺構面は把握しており、遺構面まで掘削をしないため、史跡への影響はない。前回と異なる点について、広場西側の通路部分のコンクリート舗装が劣化しているため、舗装の打ち直しを行う。東側のアスファルト舗装についても打ち直す。また、広場西側にある観客席として利用していた箇所についても劣化が見られるため、補修を行う。平面部にモルタルを充填し、アンカーで固定した上で床板を設置し、進めていく。暫定整備であるため、最終的には岡崎城跡整備基本計画に基づき、整備をしていく。

エ 岡崎公園整備工事

二の丸花壇撤去後の便益施設の設置及び花時計南トイレの解体後の仮設便所の設置となる。また、便益施設設置場所の下に井戸がある状態になる。基礎の設置は、整地した盤面から基礎を据え置き、その上に上部構造物を設置するため、掘削を伴わず、史跡に影響がない形をとる予定だったが、新しい石組みの井戸が発見されたため、井戸に荷重がかからないよう、基礎をくり抜くことで対応する。ユニットハウスで仮設を設置するため、ユニットハウスの構造上1.3m西側にずらす形になる。井戸の部分については、基礎を据え置かず、両サイドに立ち上がりをつけてうえで建物を支える。基礎を据え置くことで建物の高低差が生じるが、スロープ及び階段で解消する。仮設便所についても、基礎を据え置く形にするため、史跡への影響はない。給排水については、既設の給水管、排水管があるため、地上部に管を這わせ、現状埋設している管に接続するため、史跡への影響はない。

二の丸井戸報告

二の丸花壇のかつて十三重塔があった北側に新たな井戸が発見された。構造は上部だけが石組みとなっており、下層部は素掘りである。5月11日、地面陥没時に現場を確認したところ、発見した。井戸の中は、全体をレンガで埋められている。明治に建てられ戦時中に空襲で焼けた岡崎支病院に使われたレンガで埋められたと考えられ、病院があった時には井戸として使われていたと思われる。この井戸が近世のものなのか、病院の時に掘られた井戸かは検討している。和田家文書の平面図には想定されている場所に井戸がない状況である。明治時代初期に作成された二の丸御殿を県庁として利用した際の県庁図に井戸が記載されており、それと位置的にも近いと思われる。県庁図の指図の基になったものとして旧岡崎市史の本多家が所蔵している絵図にも同じ場所に井戸があったため、江戸時代にあったものと考えても良いかと思う。参陽商工便覧の図には当時も井戸が使われている絵が描かれているため、病院でも使われていたと考えられる。井戸の詳細な構築年代はつかみにくい基本的には近世に作られたと考え、上にくる便益施設に影響しないよう考えていかなければいけないと思う。

【質疑応答】

委員：二の丸御殿の場所等を将来的に確定するため、井戸の位置は参考になると思う。特に絵図の中に示されている御殿の中の井戸は大きなものだと思うが、そういったものを含め、注意して工事を進めていく必要がある。

- 委員：菅生曲輪は平成8年にトイレができていますが、その段階で調査しているか。
- 事務局：していない。
- 委員：工事で掘削する段階で見たほうがよい。遺構が見える可能性もある。非掘削だから良い話ではないため、全面掘削した段階で確認してほしい。史跡で工事を行う際には立ち会うことを遵守してほしい。
- 委員：既設の建物を取り壊し、新しい建物をつくるとなると、既設の建物があった範囲を合わせて示すと分かりやすいと思う。
- 事務局：承知した。
- 委員：心配している点として、仮設施設の夏季の断熱、空調はどうか。また、裏のウッドデッキの部分にエアコンが設置してあるが、建物の景観として配慮してあるか確認したい。
- 事務局：断熱材については、フェノールフォームを使用しており、問題ないと思われる。
- 担当課：室外機については、現在工事の入札をしており、これから具体的に景観も含め決めていく予定である。
- 委員：イメージ図と図面の記載内容が異なっていると思う。図面通りのイメージ図を記載してほしい。
- 事務局：イメージ図については、今回のものしか作成できていないのが現状である。
- 委員：今回の井戸の年代については、ある程度絞れないものか。
- 事務局：現段階で絞るのは難しい。石組みで上部を組んでいるが、比較的小ぶりな石材であり、表面はノミ削りで仕上げている。積み方も近世の中後期という印象である。そのため、幕末も残り、明治も使用されているものと考えられる。売店横の井戸については、完全に埋没した状態で発見されたものである。下まで掘っていないが、調査によると全て石組みで出来ている。石も大ぶりで、積み方から考えても、今回発見されたものよりも古手の井戸かと思われる。
- 委員：菅生曲輪の整備について、「どうする家康」により来場者が増えるため、暫定整備となっているが、菅生曲輪がどういう場所か来場者に知らせる必要がある。そのため、暫定整備の菅生曲輪のガイダンスと恒久整備の計画枠になっているところを明確にし、期日中に整備することをしないとけない。
- 事務局：現状は暫定という形で進めているため、恒久的な整備と捉えられてしまう部分については回避していかなければならないと思う。位置付けについては、事務局、まちづくりデザイン課とどういったサインが出来るかを含めて相談していきたいと思う。
- 委員：菅生曲輪の件について、暫定整備ということで理解はしているが、整備計画にそった、暫定整備を活かすような形にしてほしい。また、井戸について今後どういった形をとっていくのか。
- 事務局：花壇の撤去に先立って行った試掘調査で、岡崎支病院の痕跡が残っているところが確認され、今回発見された井戸も岡崎支病院のレンガが投棄されている状況が見られたことから、病院階段の遺構を保護する保護層を確保して便益施設の整備に繋げている。どうする家康終了後、井戸単体だけでは何も分からないため、周辺含め、絵図も精度よく現地と合わせ、今後の試掘、発掘調査を行いたい。
- 委員：将来的には、花時計が一番の問題になると思うが、花時計を撤去していく形で理解してよいか。また、それに合わせ、二の丸の再度確認、調査、評価をして

いく形でよいのか。

事務局：花時計は深いところで設置されているので遺構の残存状況の把握は望みが低いと思う。二の丸がどういう空間であったか調査で明確にし、花時計というのも主になってくると思うため、調査、整備に繋げていきたい。

委員：井戸の発見に伴って、整備委員会での感触はどうか。

事務局：井戸というピンポイントでしかでない遺構であるため、その発見については、良い感触であった。具体的な整備という話はでていない。

委員：井戸3点を把握すれば、ある程度二の丸の御殿域の想定が確かになる。そういったところを事前に調査するという、整備のための調査を整備委員会のほうで考えられるか気になっている。

事務局：今回は井戸が出てきたことの報告としているため、この井戸をどう保護していくかについて話しただけである。

諮問結果：可とする

3 報告事項

令和3年度事業実績・令和4年度事業計画

【社会教育課説明】

令和3年度事業実績・令和4年度事業計画について、資料での説明。

【質疑応答】

委員：資料6の2-(8)について、夏山八幡宮火まつり保存会が補助辞退とあるがなぜか。また、数年来、千万町の神楽が補助を受けていないがなぜか。

事務局：夏山八幡宮火まつり保存会については、昨年度当初、申請は受けていた。新型コロナウイルス感染症拡大防止の点から昨年度は中止の連絡を受け、補助辞退をすることになった。千万町の神楽については、補助を受けることは良いものの、何かイベントにでるなら困ることから補助辞退をしている。

委員：補助辞退の場合、辞退の連絡だけでなく、現状を把握するようなやり取りをするべきだと思う。

事務局：新型コロナウイルスの影響により、例年通り取り組めていない状況が続いている。また、新型コロナウイルスの性質上、人との接触を避けるといった観点からも現在のような状況になっている。今後、終息に向かう中で活動も再開していくと思うため、地元の方の話を聞き、実情を把握したうえで支援を行いたいと思う。

委員：岡崎の文化財を紹介する図録など、カラーで概要を一冊の本で紹介できるような計画を事業の一つとして取り組んでほしい。また、指定文化財の中には何が指定されているものか分からない文化財もある。一連の指定文化財の確認も必要であると思う。

事務局：カラーで文化財全般を紹介する冊子については、費用、労力ともにハードルが高いものになる。事務局としてもあった方が良くと思うため、検討していきたいと思う。一連の指定文化財の確認については、引き続き調査を続けていきたいと思う。

委員：以前、国・県が所在場所調査に力を入れていたが、現在はどうか。

事務局：数年前に美術工芸品の現況調査で県指定以上の文化財については確認があっ

た。今後についても、定期的な文化財の現況調査は必要であると思っている。
数が多いため、優先順位を考えながら取り組んでいきたいと思う。

委員：文化財台帳システムがあると思うが、システムに情報を入力していくなかで、不明な文化財があるといった課題は浮き彫りになると思う。そういった課題は図録化する前段階で精査しなければならない問題のため、ピックアップして取り組む必要があると思う。

事務局：数年前に文化財台帳を紙ベースからデータベースに移行している。ただ、システムを利用し、文化財調査をしてシステムにデータを蓄積していくことは、これから進めていく。

(2) 次回以降の審議会開催について
次回審議会は令和4年8月に開催予定。